

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 令和6年人事院勧告に基づく給与改定

(1) 給料表（第1条中別表第1～別表第3）

行政職給料表（1）、行政職給料表（2）及び医療職給料表ともに、初号給の引上げによる号給の切り替え

例）行政職給料表（1）職務の級：3級

改正前		改正後	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	261,300円	1	265,300円
2	262,300円		
3	263,300円		
4	264,300円		
5	265,300円		
6	266,300円	2	266,300円
）			
1 1 3	354,700円	1 0 9	354,700円

(2) 諸手当

① 扶養手当（第1条中第13条及び第4条中第6条）

段階的に配偶者に係る扶養手当（月額）を廃止し、子に係る扶養手当を引上げ

対象者	令和6年度	令和7年度	令和8年度以後
配偶者	6,500円	3,000円	支給なし
子	10,000円	11,500円	13,000円

② 通勤手当（第1条中第15条）

交通機関等の利用による通勤に伴う支給限度額（月額）の引上げ

区分	改正前	改正後
運賃等相当額	限度額 55,000円	運賃相当額＋特急料金相当額 限度額 150,000円
新幹線又は特急列車の特別料金	特急料金の1/2相当額 限度額 20,000円	

③ 管理職員特別勤務手当（第1条中第23条の2及び第4条中第12条の3）

平日深夜に係る支給対象時間帯について、午前0時から午前5時までの間とされているものを午後10時から午前5時までの間に見直し

- ④ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、支給対象外であった地域手当、住居手当、特勤手当、寒冷地手当を支給（第1条中第28条の3及び第4条中第22条の2、第5条中附則第39項）

(3) 特定任期付職員の給与改定

① 給料表（第2条中第7条）

特定任期付職員の給料表を引上げ改定（12,000円～19,000円）

② 期末手当及び勤勉手当

特定任期付職員の業績手当を廃止し、期末手当と勤勉手当を支給する仕組みへ見直し（第2条中第7条及び第9条）

期末手当		改正前	改正後
特定任期付 職員	6月期	1.700月	0.950月
	12月期	1.700月	0.950月
	計	3.400月	1.900月

勤勉手当		改正前	改正後
特定任期付 職員	6月期	支給なし	0.875月
	12月期	支給なし	0.875月
	計	支給なし	1.750月

2. その他の給与改定

(1) 諸手当

① 通勤手当（第1条中第15条）

通勤に係る広域的な移動及び燃料価格の高騰を勘案し、自動車等の使用距離区分及び支給額（月額）の見直し

改正前		改正後	
通勤距離（片道）	支給額	通勤距離（片道）	支給額
2km以上～5km未満	2,000円	2km以上～4km未満	2,900円
		4km以上～6km未満	4,300円
5km以上～10km未満	4,200円	6km以上～8km未満	5,600円
		8km以上～10km未満	6,900円
		}	
60km以上	31,600円	60km以上～62km未満	34,900円
		62km以上～64km未満	35,900円
		64km以上～66km未満	36,900円
		66km以上～68km未満	37,900円
		68km以上～70km未満	38,900円
		70km以上	39,900円

② 特殊勤務手当（第3条中別表）

消防職員の緊急出動にかかる出動手当（1回あたり）の見直し

改正前		改正後	
消火、応急救護その他直接 消防の業務に従事するた めの出動	300円	救急救命士による救急救命 の業務に従事するための出 動	600円
		火災及び救助の業務に従事 するための出動	400円
		その他消防の業務に従事す るための出動	300円

3. 実施時期

令和7年4月1日